

令和4年8月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後2時30分

2. 開催場所 多目的研修集会施設 3階大ホール

3. 出席委員 15名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 (欠席)	5番 南出 直美	6番 (欠席)
7番 (欠席)	8番 伊藤 美津雄	9番 坪田 信次
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 (欠席)	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 4名

4番 田中 勇樹	6番 林 亮介	7番 牧野 典代
16番 寺嶋 太寿男		

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 佐賀 雅治

書記 村本 竜也

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 小寺 正人

書記 安久 佐由美

6. 提出議案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第31号 現況証明願について

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

議案第33号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議
について

7. 議事録署名人

9番 坪田 信次

10番 大嶋 裕一

事務局長

令和4年8月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。

本日の欠席委員は、4番田中委員、6番林委員、7番牧野委員、16番寺嶋委員の4名です。只今の出席委員数は15名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。

森会長

<会長挨拶>

事務局長

それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。

議長

はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に9番 坪田委員、10番 大嶋委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について説明いたします。

整理番号24番、申請地は丸岡町八ヶ郷、田、3,131㎡です。譲渡人、丸岡町八ヶ郷 ○○さんから譲受人丸岡町田屋 ○○さんへ所有権移転するものです。許可後経営面積は155aです。

整理番号25番、申請地は三国町新保、畑、778㎡。譲渡人三国町新保 ○○さんから譲受人 三国町新保 ○○さんへ所有権移転するものです。許可後の経営面積は、69aです。後ほどの議案第30号に関連し、転用により一部農地の減少となるため3条申請するものです。

整理番号26番、申請地は三国町池上、畑3,367㎡。譲渡人三国町池上 ○○さんから譲受人 ○○さんへ所有権移転するものです。許可後の経営面積180aです。

整理番号27番、申請地は三国町西野中、田、6,850㎡。譲渡人 三国町覚善 ○○さんから、譲受人 各持分2分の1共有名義として、

三国町西野中 ○○さん、○○さんへ所有権移転するものです。許可後の経営面積は各々290a、302aです。

以上ご審議願います。

議長

ではご意見を伺います。ご意見ございませんか。

無ければ、お諮りいたします。

議案第28号は許可することに決定してよろしいですか。

各委員

< 異議なし >

議長

それでは、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定しました。

議長

次に議案第29号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局	<p><説 明> 議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。 整理番号 27 番、申請者は丸岡町霞町 4 丁目 ○○さんです。申請は丸岡町猪爪、田、837 m²。共同住宅建築を目的に転用するもので建築面積 208.93 m²です。 整理番号 28 番、申請者は丸岡町新鳴鹿 ○○さん。申請地は、坂井町上新庄の畑、1,100 m²のうち 430.62 m²です。住宅建築を行うために転用するもので、建築面積 58.79 m²です。 整理番号 29 番、申請者は、坂井町東長田 ○○さん。申請地は坂井町東長田、畑 248 m²です。住宅建築を行うもので、建築面積 89.43 m²です。 以上、ご審議お願いします。</p>
議 長	<p>それでは現地確認の報告をお願いします。</p>
中垣内委員	<p>整理番号 27 番を 11 番中垣内委員お願いします。 11 番 中垣内です。</p>
議 長	<p>整理番号 27 番、申請者の自己所有の土地にアパートを建築するというものです。地目は田ですが、現場確認すると草が生い茂ってありました。ただ周囲に田畑はなく、雨水等の排水も東側にある大きめの用排水路に流すとのことで問題ないことを確認しました。</p>
坪田委員	<p>整理番号 28 番、29 番を 9 番坪田委員お願いします。 9 番坪田です。整理番号 28 番、地目は田ですが現地を確認すると畑のようでした。ここに住宅を建てるとのことです。排水は右側にある排水路に流すということで問題ないと思われます。 整理番号 29 番、実際は農道があるため地境のくい打ちをしてほしいとお願いしました。北側に排水路があり、排水されると聞いております。</p>
議 長	<p>ご審議のほどよろしくお願いいいたします。 続いて、地元委員のご意見を伺います。</p>
森会長	<p>整理番号 27 番を 19 番森が報告します。 現地確認の委員さんの説明のとおりです。区画整理事業で宅地として開発された土地であり、一部販売できずに残っているものです。上水下水も整備されており問題ないと思われます。</p>
議 長	<p>整理番号 28 番、29 番を 4 番田中勇樹委員ですが、欠席のため事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 28 番について、田中委員よりご意見を伺っておりますので、代わって説明させていただきます。申請者である○○氏が自己所有の土地に住宅を建築するために転用するものです。 申請地の周囲は北側は農道、西側は市道、東側、南側は自己所有の農地です。雨水排水は西側の排水路に流入し、隣接農地所有者及び地元関係機関との調整もしていることから何ら問題ないと思っておりますとのことです。</p>
議 長	<p>整理番号 29 番は、申請者である○○氏が自己所有の農地に分家住宅を建築するために転用するものです。</p>
議 長	<p>申請地の周囲は北側は用悪水路、西側、南側は宅地、東側は農道です。 雨水排水は北側側溝に流入し、地元関係機関との調整もしていることから何ら問題ないと思っておりますとのことです。</p>
議 長	<p>それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p>
議 長	<p>無ければお諮りいたします。議案第 29 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。</p>

<異議なし>

異議なしと認めます。

議案第 29 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。

次に議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局

<説 明>

議案第 30 号農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について説明します。

整理番号 30 番、所有権移転の案件で、譲渡人は丸岡町上久米田 ○○さん。譲受人は、丸岡町上久米田 ○○さん。申請地は丸岡町上久米田、畑、254 m²です。住宅建築を目的として建築面積は 71 m²です。

整理番号 31 番、所有権移転の設定で、譲渡人は丸岡町一本田中 ○○さんほか 2 名。譲受人は、丸岡町長畝 ○○さん。申請地は丸岡町城北、畑、197 m²で、住宅建築のため転用するものです。

整理番号 32 番、使用貸借権の設定で、貸人は三国町横越 ○○さん。借人は、三国町横越 ○○さん。申請地は三国町横越、畑 271 m²のうち 139.13 m²。車庫建築を目的に転用するものです。

整理番号 33 番、賃貸借権設定の案件で、貸人は、坂井町御油田 ○○さんほか 1 名。借人は、九頭龍砂利工業(株)さん。申請地は丸岡町高田、田 4,841 m²のうち 917 m²です。砂利採取を行うための仮道路として一年間の一時転用を行うものです。

整理番号 34 番、所有権移転の案件で、譲渡人は三国町新保、○○さんほか 5 名。譲受人は、三国町新保 ○○さん。申請地は三国町新保、畑、8,166 m²。資材置き場および駐車場を目的に転用するもので、使用面積 8,166 m²です。

整理番号 35 番、使用貸借権設定の案件で、貸人は、丸岡町八ツ口 ○○さん。借人は、丸岡町猪爪 ○○さん。申請地は、丸岡町八ツ口、田、504 m²です。住宅建築のため転用するもので、建築面積 105.03 m²です。

整理番号 36 番、所有権移転の案件で、譲渡人は春江町中庄 ○○さん、譲受人は三国町三国東二丁目 ○○さん。申請地は春江町中庄、169 m²です。住宅建築のため転用するものです。

整理番号 37 番、所有権移転の案件で、譲渡人は春江町中庄 ○○さん、譲受人は三国町新保 ○○さん。申請地は、春江町中庄ほか 1 筆、366 m²です。住宅建築を目的に転用するもので、建築面積 76.87 m²です。

以上、ご審議お願いします。

議 長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

整理番号 30、33 番を 12 番木村委員お願いします。

木村委員

12 番 木村です。整理番号 30 番は、現況は畑のような状況で、市道側に用水路がありました。隣地との境界がやや明瞭にない感じがありましたが、集落は了解しているとのことで問題ないと思われま

す。整理番号 33 番は九頭龍砂利が砂利採取のために仮設道路をもうけるということで、問題ないと思います。以上、ご審議お願いします。

議 長

次に整理番号 31、35 番を 11 番 中垣内委員お願いします。

中垣内委員

11番 中垣内です。

整理番号 31 番、周りはほぼ住宅地、この土地の南北に畑が残っている状況でした。雨水排水は西側の排水溝に流すとのこと。南北地境にブロック塀があったが、おそらく問題ないと思われます。

整理番号 35 番、住宅建築ということで、申請地は 3 種農地にあたりません。申請地の北側に大きめの用水があり、橋をかけて当該地に入出入りするとのことでした。用水の上を通るということで土地改良にも届け出があり、了承されていることを確認しております。ご審議をお願いします。

議長
大嶋委員

次に整理番号 32 番、34 番、37 番を 10 番大嶋裕一委員お願いします。
10 番 大嶋です。

整理番号 32 番、申請者は親子関係にあり、息子が車庫を建てるといふものです。地境の調査をしていたところ、一部小さく農振区域があることがわかりましたが現況は農地として機能できないため役所での変更を行うとのことでした。周囲には影響なく問題ないと思われます。

整理番号 34 番、さきの事務局の説明のとおり図面上、白くなっているところが山林です。規模が大きいことから一度に工事完了できないということなので、進捗状況を 1 年ごとに申告してほしいことをお願いしました。

整理番号 37 番、ここは周囲を住宅地にかこまれている場所ですが、地境コンクリートで仕切っており、南側にある排水路に雨水等を流すとのことですので、何ら問題ないと考えますのでご審議をお願いします。

議長
坪田委員

次に整理番号 36 番を 9 番坪田委員お願いします。
9 番坪田です。

整理番号 36 番、図面の右側が芦原街道、下側が農道となっております。周りの田も申請者の所有で、建築するときにはコンクリートで境界を設けると聞いています。また、上水下水の整備も済んでいると聞いており、排水は芦原街道側に流すとのこと、問題ないと思われます。

以上、よろしくをお願いします。

議長
大川委員

続いて、地元委員のご意見を伺います。

整理番号 30、33、35 番を 1 番 大川委員お願いします。
1 番 大川です。

整理番号 30 番、現地調査に行かれた委員さんの説明のとおり、問題ないと思われます。

整理番号 33 番、砂利採取のための仮設道路の一時転用についてですが、現地調査委員さんの説明のとおり、なんら問題ないと思われます。

整理番号 35 番、住宅建築ですが、現地調査委員の説明のとおり、なんら問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長
本田委員

整理番号 31 番を 14 番 本田委員お願いします。

14 番本田です。整理番号 31 番ですが、現地調査に行かれた委員さんの説明のとおり、両サイドに畑はありますが十分注意するとのことなので、特に問題ないと思います。

議長
大嶋委員

続いて整理番号 32 番、34 番を 17 番 大嶋委員お願いします。

整理番号 32 番、地主の孫さんの車の台数が多く、路上駐車もされて近隣からの苦情にもなることから、畑として使わない土地に車庫を建てたいとの相談でした。

整理番号 34 番についてですが、畑ではあるものの冠水設備がほぼあ

	りません。自然の雨水を待つしかないような状態で、地主も作物作れないとの話でした。(株)三国の事業所に隣接し、資材などを置くこと。また305号線に出る道としても近いということで、よろしくをお願いします。
議 長 三寺会長職務代理者	<p>続いて整理番号36番、37番を18番 三寺会長職務代理者をお願いします。18番 三寺です。</p> <p>整理番号 36 番、現地確認した委員さんの報告のとおり、問題ないと思われま。ご審議をお願いします。</p> <p>整理番号 37 番、住宅建築の案件ですが、春江町中庄のちょうど真ん中に位置する物件で、周囲は住宅であることから問題ないと思われま。</p>
議 長	<p>皆さんのご意見を伺いま。 ご意見ございませんか。</p> <p>無ければお諮りいたしま。 議案第 30 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。</p> <p><異議なし></p>
議 長	<p>異議がないと認めま。 議案第 30 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定しました。</p>
議 長 事務局	<p>次に議案第 31 号「現況証明願について」を議題としま。事務局の説明を求めま。</p> <p>では議案第 31 号「現況証明願について」説明しま。</p> <p>整理番号 13 番、出願人は春江町正蓮花 ○○さん。証明を受けようとする土地は春江町正蓮花、475 m²。昭和 44 年に住宅・納屋を建築し、その後一体利用して、現在に至るものま。</p> <p>整理番号 14 番、出願人は坂井町東長田 ○○さん。証明を受けようとする土地は坂井町東長田、122 m²。昭和 59 年に住宅を増築し、以後宅地として一体利用しているものま。さきほど 4 条案件の西側の隣接地ま。</p> <p>以上ご審議お願いします。</p>
議 長 木村委員	<p>では、現地確認の報告をお願いします。</p> <p>整理番号 13 番を 12 番 木村委員お願いします。</p> <p>12 番 木村ま。整理番号 13 番は、昭和 44 年頃から住宅ということま追認する形になりますが、致し方ないと思われま。</p>
議 長 坪田委員	<p>整理番号 14 番を 9 番 坪田委員お願いします。</p> <p>9 番 坪田ま。整理番号14番は、坂井町東長田の現地確認を行った結果としても現況は宅地であり、非農地と判断してもやむを得ないものまあると考えま。ご審議のほどお願いいたしま。</p>
議 長 田中委員	<p>続いて、地元委員のご意見を伺いま。</p> <p>整理番号 13 番を 13 番 田中委員お願いします。</p> <p>13 番 田中ま。現地確認委員の説明のとおり問題ないと思われま。</p>
議 長 事務局	<p>整理番号 14 番を 4 番 田中勇樹委員欠席のため事務局報告をお願いします。</p> <p>4 番、田中勇樹委員欠席のため整理番号 14 番につきまして、事務局より説明いたしま。</p> <p>申請者が昭和 44 年ごろに住宅を建築してから宅地として利用しているとのことま。現況は非農地であることからやむを得ない状況である</p>

	<p>と考えますとのことです。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>それではお諮りいたします。議案第 31 号は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>＜異議なし＞</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。議案第 31 号「現況証明願について」は原案のとおり承認いたしました。</p>
議 長	<p>次に議案第 32 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 33 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は関連がありますので一括議題とします。農業振興課の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>＜説 明＞</p> <p>議案第 32 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 33 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」説明いたします。利用権設定を受ける者（借り手）は 8 名、利用権設定する者（貸し手）は 40 名です。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規 97 筆、154,548.35 m²、田の更新は 11 筆、57,269 m²です。畑は、新規 4 筆 5,635 m²、更新はなしです。田畑合わせて、計 112 筆 217,452.35 m²です。使用賃借権の案件は、今月はございません。</p> <p>所有権移転は 1 件。所有権移転をするもの石川県小松市 ○○さん。所有権移転を受ける者 春江町沖布目 ○○さんです。申請地は春江町沖布目、田、1,425 m²です。以上ご審議お願いします。</p>
議 長	<p>本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p> <p>それではお諮りします。議案第 32 号、33 号は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>＜ 異議なし ＞</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第 32 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 33 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事はすべて終了いたしました。</p>